

○みよし市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

令和6年3月29日

みよし市生ごみ処理機購入費補助金交付要綱（平成12年4月1日）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、みよし市補助金等交付規則（平成13年三好町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、生ごみ処理機等の購入者に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理機等 生ごみ処理機及び生ごみ堆肥化容器をいう。
- (2) 生ごみ処理機 生ごみを単に粉砕するだけでなく、加熱、バクテリア等による分解等の方法により、生ごみの容積を減少させ、又は消滅させる機器であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。ただし、ディスプレイ式（生ごみを粉砕して、直接、下水道又は浄化槽に流す方式をいう。）のものを除く。
 - ア 耐久性があり、衛生的なものであること。
 - イ 水分等が地中に浸透しないものであること。
- (3) 生ごみ堆肥化容器 電気を使用せず、発酵、分解等の方法により、生ごみの減量、減容又は堆肥化を促進することを目的として作られた容器（製造者が出荷する際に、当該生ごみ堆肥化容器に附属している微生物及び発酵促進剤を含む。）をいう。ただし、自作によるものを除く。

（補助金の交付目的）

第3条 この補助金は、市内の家庭から排出される生ごみの自家処理を推進することにより、本市のごみ排出量の減量化を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 生ごみ処理機等を日本国内に所在する販売店から新規に購入（中古品の購入を除く）

く。)した者

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者
(補助事業)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が行う生ごみ処理機等の購入事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、生ごみ処理機等の購入費用（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、送料を含まないものとする。

(補助金額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1とする。この場合において、生ごみ処理機等1基につき100円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は、次に掲げる金額を限度とする。

(1) 生ごみ処理機 1基につき30,000円

(2) 生ごみ堆肥化容器 1基につき2,000円

3 交付する補助金に係る生ごみ処理機等の数は、次のとおりとする。

(1) 生ごみ処理機は、1世帯につき1基を対象とする。ただし、買い替えの場合は購入から5年以上経過した場合に限る。

(2) 生ごみ堆肥化容器は、1世帯につき2基までを対象とする。ただし、買い替えの場合は購入から5年以上経過した場合に限る。

(交付申請兼実績報告)

第8条 規則第3条に規定する補助金の交付申請及び規則第11条に規定する補助事業の実績報告は同時にすることができるものとし、補助金の交付の申請をしようとする者は、みよし市生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に支払証明書及び次に掲げる書類を添えて、当該支払証明書に記載された支払日から起算して180日以内に市長に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 納税状況の確認ができる書類

2 前項の支払証明書は、次の各号のいずれかの原本又は写しとする。

- (1) 領収書
- (2) レシート
- (3) その他支払をしたことが分かる書類

3 第1項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類については、公簿等により確認ができるときは、添付を要しない。

(補助金交付決定等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、速やかに当該申請に係る書類の審査及び調査を行い、当該申請を適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、みよし市生ごみ処理機等購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、適当と認められないときは補助金の不交付決定を行い、みよし市生ごみ処理機等購入費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条の規定により交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、直ちにみよし市生ごみ処理機等購入費補助金交付請求書(様式第4号)により補助金の請求をしなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付申請の取下げ)

第11条 交付決定者が補助金の交付を辞退しようとするときは、みよし市生ごみ処理機等購入費補助金交付申請取下げ申出書(様式第5号)により市長に申し出るものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、規則第14条の規定により補助金の交付を取り消す場合において、既に補助金が支払われているときは、みよし市生ごみ処理機等購入費補助金返還請求書(様式第6号)に取消しの理由を記載し、当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

(検査)

第13条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、交付決定者に対し、関係書類及び物件を検査することができる。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(みよし市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱の廃止)

2 みよし市生ごみ堆肥化容器購入費補助金交付要綱（平成8年4月1日）は、廃止する。

(要綱の失効)

3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

みよし市長 様

申請者 住 所
ふりがな
氏 名
電 話 番 号

みよし市生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書兼実績報告書

みよし市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1 生ごみ処理機等の情報

生ごみ処理機等	生ごみ処理機等の内容	購入金額（税込み）
生ごみ処理機	メーカー 商品名	円
生ごみ堆肥化容器①	メーカー 商品名	円
生ごみ堆肥化容器②	メーカー 商品名	円

2 補助金交付申請の内容

補助対象経費（購入金額）	補助金額算出方法	補助金交付申請額
生ごみ処理機 円	補助対象経費の2分の1 （100円未満切り捨て） 上限30,000円	円
生ごみ堆肥化容器① 円	補助対象経費の2分の1 （100円未満切り捨て） 上限2,000円	円
生ごみ堆肥化容器② 円	補助対象経費の2分の1 （100円未満切り捨て） 上限2,000円	円
合 計		円

3 添付書類

- 支払証明書（領収書、レシートその他支払をしたことが分かる書類のいずれかの原本又は写し）
- 住民票の写し（公募等による確認の承諾をいただける場合は不要）
- 納税状況の確認ができる書類（公募等による確認の承諾をいただける場合は不要）

4 公簿等による確認の承諾

私は、上記の補助金交付申請の審査を行うに当たり、申請者の住民票及び市税の納付状況について、市担当職員が公簿等により確認することを承諾します。

年 月 日 申請者 _____

様式第2号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

みよし市長

みよし市生ごみ処理機等購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったみよし市生ごみ処理機等購入費補助金については、みよし市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 補助金交付の条件

様式第3号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

みよし市長

みよし市生ごみ処理機等購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったみよし市生ごみ処理機等購入費補助金については、みよし市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記の理由により不交付と決定したので通知します。

記

不交付とした理由

様式第4号（第10条関係）

みよし市生ごみ処理機等購入費補助金交付請求書

年 月 日

みよし市長 様

住 所
氏 名
電 話 番 号

みよし市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

金 _____ 円

補助金交付決定通知書の番号		_____ 第 _____ 号	
振 込 先	金融機関名	銀行・農協 信用金庫・金庫 本店 支店 出張所	
	口座番号	普通 当座	NO.
	口座名義人	フリガナ	

※金額の訂正はできません。書き損じた場合は新しい用紙に記入してください。
※必ず、申請者本人名義の口座を御記入ください。

様式第5号(第11条関係)

年 月 日

みよし市長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

みよし市生ごみ処理機等購入費補助金付申請取下げ申出書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあったみよし市生ごみ処理機等購入費補助金については、みよし市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付申請を取り下げます。

記

1 補助金の額 金 _____ 円

2 取下げ理由 _____

様式第6号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

みよし市長

みよし市生ごみ処理機等購入費補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定をし、交付したみよし市生ごみ処理機等購入費補助金については、みよし市補助金等交付規則第14条及びみよし市生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり当該補助金の返還を請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 納入期限 年 月 日
- 3 取消し理由

様式第 1 号 (第 8 条関係)

様式第 2 号 (第 9 条関係)

様式第 3 号 (第 9 条関係)

様式第 4 号 (第 10 条関係)

様式第 5 号 (第 11 条関係)

様式第 6 号 (第 12 条関係)